

広報 いちかわ

2017年(平成29年)
毎月第1・第3土曜日発行

11月4日 NO.1579

小さくても効果は絶大 「住宅用火災警報器」の点検を

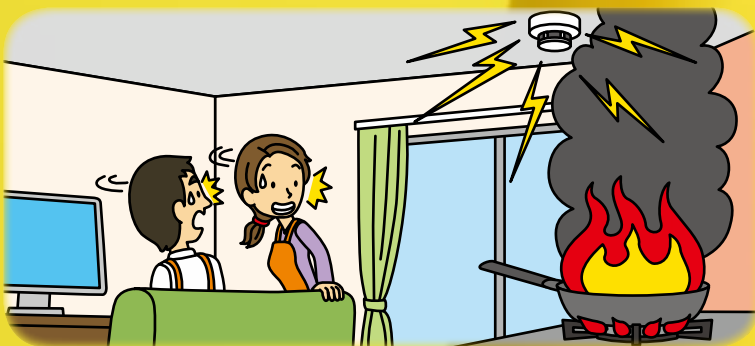


冬は火災の多い時期です。このタイミングに自宅の住宅用火災警報器が作動するよう半年に1回以上、定期的に点検を行ってください。

また、全ての住宅への設置を義務化してから来年6月で10年を迎えます。機器や電池の耐用年数は約10年とされてくることから、機器などの早めの交換をおすすめします。

問い合わせ 2111 消防局予防課

こんな時に効果を発揮



点検の仕方



「音が鳴らない」「故障警報音が鳴った」ときは、速やかに本体を交換してください。

警報器は、ホームセンター、家電量販店などで販売しています。消防署からの斡旋や訪問販売はしていませんので、ご注意ください。



今週号の紙面から

- 特集 ● 永井荷風展
-荷風の見つめた女性たち- …… 4-5面
- 特集 ● 「地域ケアシステム」で
誰もが安心まちづくり …… 8-9面

- DV根絶強化月間 …… 2面
- パブリックコメント ご意見をお寄せください …… 3面
- 認可保育施設
4月入園申請の受け付け開始 …… 6面

- 家族の週間
いちかわファミリーフェスタ2017 …… 7面
- 秋のお出掛けに動植物園はいかがですか …… 10面
- 火災予防オータムフェスティバル …… 11面

発行:市川市 編集:企画部広報広聴課 〒272-8501 市川市南八幡2-20-2 TEL 047-334-1111 FAX 047-712-8764 市公式Webサイト <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

市役所本庁舎は建て替えのため、仮本庁舎(新第2庁舎)に移転しました。詳しくは市公式Webサイトをご覧ください。